

投票日に投票できない方は**期日前投票**を！

期日前投票の期間及び場所

●役場本庁

7月4日(金)～7月19日(土)
午前8時30分～午後8時まで

※全ての投票区の方が投票できます

●休平自治会館

7月18日(金)
午前9時～正午まで

●大川岱自治会館

7月18日(金)
午後1時30分～午後4時30分

※休平自治会館・大川岱自治会館は
十和田湖投票区の方のみ投票できます

【注意事項】

- 裏面記入済みの入場券をお持ちください。
- 車いすの利用を希望する方はお申し出ください。
- 期日前投票期間中に18歳を迎える方は、18歳に到達された後に投票ください。

投票所入場券

投票所入場券は、7月3日(木)頃まで届くよう郵送しています。選挙当日または期日前投票される際には、入場券を持参してください。

万が一、選挙当日までに入場券が届かない場合は、町選挙管理委員会までご連絡ください。

※入場券を紛失した場合も再発行できますので、投票所受付へ申し出てください。

不在者投票

不在者投票用紙の請求は、送達日数を加味する必要があります。不在者投票を希望される方は、町選挙管理委員会へお問い合わせの上、早めの手続きをお願いします。

病院や施設等に入院・入所されている方は、施設の管理者へ不在者投票することをお伝えください。

代理投票

投票は投票用紙に候補者氏名を記載しますが、指先や腕の疾病等により記載が難しい場合、投票補助者が本人にかわって代理記載します。希望される方は、投票所で受付の際にお伝えください。

郵便投票

身体に重度の障害があり身体障害者手帳や戦傷病者ができます。

この場合、あらかじめ手帳をお持ちの方などは、郵便による在宅での不在者投票証明書の発行が必要となるので、町選挙管理委員会まで早めにお問い合わせください。